

2025年度 コミュニティ棟（会議室）利用のご案内

コミュニティ棟（会議室）を利用できる団体

利用できる方（団体）の要件は以下のとおりです。

- ① 構成員が自主的・主体的に運営している団体であること。
- ② 団体の構成員が5名（5世帯）以上であり、かつ市内の者（つくば市に現に在住・在勤・在学している者）が過半数いること。
- ③ 団体の代表者は、市内の者で、かつ18歳以上であること。

利用をお断りする活動

- ① 半数が市外の者で構成されている団体の活動
- ② 企業・同業者組合などの営利活動
- ③ 展示即売会及び寄付募集活動（ただし、益金を福祉目的や学校関係バザーなどに使う場合を除く。）

使用許可申請手続き

- コミュニティ棟1階窓口で使用許可申請書と構成員名簿（登録がある団体は不要）を提出していただきます。（受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- 申請書の提出期限は、使用日の5日前までにお願いします。（ただし、5日前が土日祝日・年末年始の場合は、その翌日の平日）
- 各使用月の予約受付開始日は下表のとおりです。

2025年度使用申請受付開始日		使用月	2025年度使用申請受付開始日		使用月
交流センター窓口 〔本予約・仮予約〕	予約システム 〔仮予約のみ〕		交流センター窓口 〔本予約・仮予約〕	予約システム 〔仮予約のみ〕	
3月24日（月）	4月2日（水）	6月・7月	10月1日（水）	10月2日（木）	12月・1月
5月30日（金）	6月2日（月）	8月・9月	12月1日（月）	12月2日（火）	2月・3月
8月1日（金）	8月2日（土）	10月・11月	1月30日（金）	2月2日（月）	(2026年度) 4月・5月

※ 窓口之列ができていない場合は、1人につき1団体までの予約とさせていただきます。なお、複数団体の予約をとりたい場合は、1団体分の予約が済みましたら、列の最後尾に並んでいただくようお願いいたします。

団体登録をしておくとなんが便利に！

定期的に利用する場合は、団体登録を行うと便利です。団体登録を行うと、「つくば市公共施設予約システム」から仮予約ができるようになります。

【団体登録方法】

使用する地域交流センター窓口で団体登録申請書と構成員名簿を提出
（受付は平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

仮予約はこちら！



【仮予約方法】

公共施設予約システムから→ <https://yoyaku.city.tsukuba.lg.jp/yoyaku/>

※仮予約とは…

使用したい施設を、事前に仮押さえすることです。仮予約を行った後、使用日の5日前までに上記の使用申請（本予約）と使用料の納入をしていただくことで、正式に施設を使用できるようになります。

本予約のない場合は、予約が取り消されますのでご注意ください。

ご利用上の注意

- 午前9時から午後10時まで30分単位で使用できますが、下記のとおり、使用時間・回数に制限があります。なお、ご使用予定日の4日前の時点で空室がある場合は、その限りではありません。

区分	会議室・和室など	
	時間制限	回数制限
1日	4時間まで	—
1週間（日～土曜日）	合計5時間まで	2回まで
1か月（1日～末日）	合計20時間まで	8回まで

- 使用日には必ず「許可書兼使用料免除通知書」を持参し、記載してある注意事項を皆様でご確認の上、ご利用ください。
- 使用時間内での準備・後片付けにご協力をお願いいたします。

使用料の免除対象団体について（ただし、③～⑤は当該事業が公益に資すると認められるとき）

- ① 全体の構成員のうち、市内在住の者が50%以上おり、かつ身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者が50%以上の団体
- ② 全体の構成員のうち市内在住の者が50%以上おり、かつ65歳以上の者が50%以上いる団体
- ③ 市内の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等）及びそれらのPTA
- ④ 市内の保育所及び認可外保育施設並びにそれらの保護者会
- ⑤ 公共性・公益性のある団体で、かつ全市的に活動している下記の団体
 - ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
 - ・公益社団法人つくば市シルバー人材センター
 - ・公益財団法人つくば文化振興財団
 - ・社団法人つくば市観光コンベンション協会
 - ・一般財団法人つくば都市交通センター
 - ・一般財団法人つくば市国際交流協会
 - ・一般社団法人つくば市スポーツ協会
 - ・つくば市区会連合会及びその支部並びに単位区会
 - ・つくば市文化協会及びその部（芸術部、和芸能部、洋芸能部及び歌謡部に限る）
 - ・つくば市PTA連絡協議会及びそのブロック（筑波・大穂・豊里・桜・谷田部・荃崎）
 - ・つくば市子ども会育成連合会及びその支部並びに市内の単位子ども会
 - ・青少年を育てるつくば市民の会及びその支部
 - ・つくば市青少年相談員連絡協議会及びその支部
 - ・つくば市防犯協会及びその分会
 - ・一般財団法人茨城県交通安全協会つくば地区交通安全協会及びその支部
 - ・つくば地区交通安全母の会連合会
 - ・つくば市人権擁護委員連絡会
 - ・つくば地区保護司会及びつくば地区更生保護女性会並びにその支部
 - ・つくばくらしの会
 - ・消費生活サポーターくさざき
 - ・つくば市民生委員児童委員連絡協議会及びその地区協議会
 - ・つくば市遺族連合会及びその支部
 - ・市内の土地改良区
 - ・つくば市食生活改善推進員協議会及びその支部
 - ・つくば市福祉団体等連絡協議会
 - ・社会福祉法人つくば市社会福祉協議会つくばボランティアセンターに登録されている団体（ただし、ボランティア活動を行う場合に限る）
 - ・放課後児童健全育成事業を利用する児童の保護者が構成する保護者会
 - ・周辺市街地活性化協議会

使用料の還付について

《注意》使用料は、原則として還付できません。

既に納入された使用料については、還付できません。事前に使用日時・部屋をよく確認の上、申請をお願いいたします。

ただし、災害その他利用者の責めによらない事由により使用ができないときは、還付できる場合があります。